愛知県立豊丘高等学校部活動に係る活動方針

１　目的

(ｱ) 本校の教育目標である「自主・創造　敬愛・連帯　健康・安全」の具現化の一環として実施する。

(ｲ) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育む。

２　設置する部活動

(ｱ) 運動部

弓道・剣道・サッカー・柔道・水泳・ソフトテニス男女・ソフトボール・卓球・テニス男女・バスケットボール男女・バレーボール男女・ハンドボール・野球・陸上競技

(ｲ) 文化部

演劇・茶道・食物・吹奏楽・放送・美術・和太鼓・自然科学

３　基本活動計画

(ｱ) 活動日

・平日は週４日以内、週休日週１日以内の活動を原則とし、週２日以上の休養日を設ける。

・大会参加による活動や繁忙期の活動も上記を原則とするが、やむを得ない場合は休養日を他に振り分けて設ける。

・定期考査時間割発表日から定期考査最終日の前日までは特別な理由がない限り活動をしない。

・学校行事等の実施により活動できない日もある。

(ｲ) 活動時間

・日常の活動時間は、準備・片付けを除いて、平日は２時間、休日は３時間程度（練習試合や大会等を除く）とする。

・原則夏期３月～１０月は午後６時３０分、冬期１１月～２月は午後６時を超えての活動はしない。ただし、学校長の承認を得れば延長することができる。

・始業前の活動については、その目的を明確にし、やむを得ない理由がある場合に限り管理職が認める。ただし、生徒の体調維持・管理を目的とした自主的な活動は、定期考査時間割発表等の特別な期間を除いて認める。

４　部活動運営

(ｱ) 保護者の理解と協力

・保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことである。したがって顧問としての指導に関する基本方針を明確にするとともに、月間活動計画については月毎に各部顧問より部員・保護者に紙面等で示す。

(ｲ) 体罰等の禁止

・部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。